

# 一 般 質 問 通 告 書

提出年月日	令和 4年11月14日	議席番号	3	氏名	西山幸千子
相楽郡広域事務組合議会議長 様	受 理	令和 4年11月15日	13時00分		
質問事項	質 問 要 旨				
これからの本組合の在り方は	<p>昭和48年12月に当組合の前身の相楽郡町村事務組合が設置され、昭和56年8月から相楽郡広域事務組合となりました。来年度からは相楽広域行政組合と名称変更も予定されています。</p> <p>この間に扱う事務事業の増加に加え、今後の会館の建て替えなどまだまだ取り組む課題があります。そこで以下のとおり質問します。</p> <p>1、職員定数条例では「5人」と規定していますが、前事務局長が退職してから業務も増えているのにずっと常勤正職員は3人のままです。今まで何度も指摘してきましたが、現事務局長の退職等も考えられる中、今後の職員体制をどのように考えていますか。</p> <p>2、再任用職員制度、公務員の定年延長に関わる条例改正などはどうなっていますか。</p> <p>3、新型コロナウイルス感染症が発生してから3年目となりました。ウイルスは変異を繰り返しながら、いまだに全国で流行しており一部では「第8波」が始まっていると言われていています。</p> <p>そんな中、本組合で運営している休日応急診療所のいっそう高まる重要性を認識し、今後の在り方を考える必要があります。</p> <p>休日応急診療所が少しずつ認識され利用が増えていますが、今回のような未知の感染症が流行した場合に迅速な対応が取りづらいことが判明しました。また、施設の特徴から動線を分けるなどの改善が必要であることもはっきりしました。関係者の安全のために対応をどう進めて行くのですか。</p> <p>4、「福祉センター相楽会館」は改築等計画策定業務を経て、現地改築が一番現実的であるとの結果が出ました。まずは令和5年度末での貸館業務廃止に向けて、関係団体への周知と協力依頼はどうなっていますか。</p> <p>5、「社会福祉施設」としての設置目的から、相楽聴覚言語障害センターの室料免除・光熱水費無償となっています。建て替え後も設置目的は変わりませんか。また、建て替え後も室料免除、光熱水費無償を継続される方針でしょうか。</p>				

6、休日応急診療所、消費生活センター、聴言センターのそれぞれが重大な個人情報を扱います。建て替え後の施設をなるべく小さくするとの計画となっていますが、安心して診療や相談を受ける広さが必要ではないですか。これから設計する場合に配慮していますか。

# 一 般 質 問 通 告 書

提 出 年 月 日	令和4年11月15日	議席番号	2	氏 名	炭本範子
相楽郡広域事務組合議会議長 様	受理	令和4年11月15日 14時20分			
質 問 事 項	質 問 要 旨				
聴覚・言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワーク相楽委員会の要望書を問う	<p>1 聴覚・言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワーク相楽委員会から、5市町村に対する要望・ヒアリングを受け、5市町村で構成される相楽社会福祉行政協議会在宅福祉部会長から要望書が提出されたとのことです。この要望書を受け、どのように対応をされるのかをお聞きします。</p> <p>2 相楽会館の改修（建て替え）については、実施時期は4年度に方針の決定とあり、3年度に相楽会館改築等計画されましたが、経緯など具体的にお示しください。</p> <p>3 実施設計はいつになるのか。また、要望をどう受け止め実施計画に反映できるか、お伺いします。</p>				